農・企業者の経営資金に 融資枠を引上げ

市では、企業者や農業経営者のみなさんに、事業資金として、低金利で利用しやすい融資制度を設けています。

今議会では、次の資金の融資枠の引き上げなどが認められました。

●小規模事業振興資金
貸付限度額が、これまでの五十万円から八十万円に引き上げられました。

●地方産業育成資金
貸付限度額百万円が、百五十万円までに引き上げられました。

●中小企業近代化資金
預託額が増やされ、多くのかたが利用できることになりました。

●農業経営拡大資金
貸付限度額を五十万円から最高で二百万円までに引き上げられて、利用者の増加がはかられます。

水道事業審議会条例を制定

計画などの調査・審議を

市の水道事業の適正な運営をはかるため「新津市水道事業審議会」を新しく設ける条例が制定されました。

審議会は、市長の諮問に応じて、市の水道事業の計画や経営内容について、いろいろと調査、審議をするものです。

なお、構成委員は十五人で任期は二年としています。

図書館・資料館の建設基金を設置

建設費の財源に

図書館、資料館を建設するための基金を設ける条例が、新しくできました。

この基金には、積立額を毎年度予算にあげて基金を増やし、将来の建設費の財源とするものです。

南保育所が市立(中沢保育所)に

定員も大きく増える

中沢町の南保育所が、この四月から装いも新たに「市立中沢保育所」としてスタートしました。

定員も八十名と大きく増やされ、大ぜいの子どもたちの保育に応えることができる施設になりました。これで市立保育所は、全部で七つに増えました。

市では、家庭での保育に欠ける子どもたちを、同じような良い環境で保育ができるように、今後とも施設の整備をどんどんすすめることにしています。

市立幼稚園の名称が変わりました

幼稚園条例が一部改正されて、幼稚園の名称が次のように変わりました。

●新津市第一幼稚園(もみじ幼稚園)は——新津市立新津第一幼稚園に
●新津市第二幼稚園(ひまわり幼稚園)は——新津市立新津第二幼稚園に
●新津市第四幼稚園(つくし幼稚園)は——新津市立結幼稚園に
●新津市第五幼稚園(すみれ幼稚園)は——新津市立市之瀬幼稚園に
●新津市小合東幼稚園(わかば幼稚園)は——新津市立小合東幼稚園に

交通遺児以外にも「遺児手当」を支給

——対象範囲を広げました——

該当者は受給申請を

今議会では、病気や事故などで、親が死亡した子どもを養育しているかたがたに対して、こんど遺児手当を支給することが認められました。

これまでは、交通遺児の養育者だけに遺児手当を支給していたものですが、今後は、すべての遺児の養育者に遺児手当を支給しようと、その対象範囲を広げることにしたものです。

なお、この遺児手当は、該当者のかたからの申請によって支給することにしていますので、次の条件にあるかたは、社会福祉事務所の窓口で受給申請の手続きをしてください。

支給要件は——
▼父または母の死亡によって遺児となった十八歳以下(昭和三十一年四月二日生れ以降の人)の児童を養育している人
▼昭和四十八年度中に、所得税が課税されていないこと

手続きは——
▼…申請期限五月三十一日
▼申請に必要なもの…印かん申請者名儀の預金通帳、死亡者の除籍とう本または死亡診断書
▼申請用紙は、社会福祉事務所にあります

支給は——
▼金額…遺児一人当り月額千円
▼方法…銀行(または農協)の預金口座に振り込まれます
▼時期…七月二十日、十一月二十日、三月二十日の年三回払いです。

なお、現在交通遺児激励金を受給されているかたは、申請する必要はありません。

市では、市民のみなさんの医療費負担を、少しでも軽くするため——

○…乳児の医療費助成の対象範囲を広げること。

○…医療費の多くかかった人に「高額療養制度」を新設して助成をすること。

——など、この四月から二つの医療費助成を実施することが、今議会で認められました。

乳児の医療費無料は

妊産婦と乳児の医療費無料化は、昨年の四月から実施していますが、この四月から市単独で「乳児から満二歳に達した月の末日まで」と、さらに無料化の対象範囲を広げることにしました。

無料で医療が受けられる要件などは、次のとおりです。

●対象者…昭和四十七年四月二日以降に出生した幼児。

●助成する期間…出生した日から満二歳に達した月の末日まで。

●手続きなど…乳児から幼児までと医療費の無料範囲が広がりますので、対象者となる保護者のかたは、早めに申請してください。なお、すでに乳児の医療費受給資格証の交付を受けているかたで、この四月一日以降に受給資格がなくなる乳児は、その時点で延長の申請をしてください。

申請には▽印かん ▽母子手帳 ▽被保険者証(国保証または勤務先の保険証)が必要です。窓口は、保健課の十二番です。

なお、受給資格証をもらったかたがお医者さんにかかるとき、その資格証を受付に出

子どものすこやかな成長を助けるため
市単独で医療無料化範囲を広げました

二歳未満まで医療費を無料化

——市独自で対象範囲広げる——

高額な療養費用も補助

ひと月で三万円を超えた医療費分を

すると無料の取扱いが受けられます。

また、医療費の支払いは、いったん受療者のみなさんから、お医者さんへの支払い分を立て替えてもらうことになりますが、その立替分は、すぐあとで市が支払うことになります。ですから、お医者さんにお金を支払ったら、それを領収したという証明をもらって、保健課十二番の窓口へ申請してください。

高額療養制度とは

高額療養制度は、国民健康保険に入っている人が、ひと月に三万円以上の医療費を同じ医院(病院、診療所など)に支払った場合、その三万円を超えた医療費分を、市で補助しようというものです。

これまでの国保加入者は、医療費総額の三割相当額だけお医者さんに支払っていたものですが(あとの七割は国保で負担)、四月以降は、ひと月のうちにどんなに多くの医療費がかかっても、三万円の支出ですむわけです(ひと月というのは、その日の初日から末日までをいいます)ですが、こんな場合があります。

●…たとえば、ある月の十五日から翌月の十五日まで、月をはさんで入院し、最初の月に二万円、翌月に二万円を支払いました。この場合、合計すると、実質的には一か月の間に四万円というお金を支払ったことになりますネ。でもこの制度は、あくまで月の初日から末日までの一か月間という計算方法をしています。したがってこのような場合には対象とはならないのです。

それから、同じお医者さん(医院・病院・診療所など)に支払った医療費——でなければならないことです。

●…たとえば、甲という病院に入院して三万円を支払いました。またその入院した月に乙という病院には、医療費として二万円を支払ったという場合です。これは、同じ月のうちに五万円が支出されたことになりますが、それぞれの病院で医療費が計算されるため、同じ病院で三万円以上の医療費の支出がなければならないのです。

なお、同じ病院のなかで内科と外科に、それぞれ医療費を支払った場合、その合計額ではなく、それぞれの科に支払った額が三万円を超えた場合に限り支給されます。ただ医療法でいう総合病院(新大付属病院、ガンセンター、市立病院)に限って、歯科を除いてはすべてこの制度の対象とされます。

もう一つ、それは、保険診療以外の経費は、医療費として認められないことです。

●…たとえば、入院のときの差額ベット料や、扱い人の経費などです。歯の場合では、本人の希望で入れた金冠やプラチナなどの料金です。

お金を貸します
KK 大蔵(おおくら)
○今一番評判の高い親切なサラリーマン金融
○公務員の方は保証人不要
新町1㊋自転車店の裏 TEL (3)〜0358

スーツでジャンプ!!
Let's Start Freshman!
男の服 いつちだ
新津市本町2丁目 (4)0648

建設業者登録店 法定防火工事登録店・一級職業訓練指導員
㊫ 鈴木表具店
新津市本町3丁目こせん橋下(神社側)
TEL (02502) 2—1986
開店二十五周年記念に付き四十九年度中粗品進呈致して居ります。
店主